

「大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金」募集要綱(第3版)

社会福祉法人岩手県共同募金会

1 趣旨

令和7年2月26日岩手県大船渡市赤崎町地区を中心に発生した林野火災により、多数の家屋の焼失等が発生し、災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会(以下「本会」という)では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金

3 募集期間

令和7年3月6日(木)から令和7年6月30日(月)まで

4 義援金の受け入れ

(1) 送金指定口座による受入れ

金融機関名	店名	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店営業部	普通預金 2385503	フク) イワテケンキョウホ`ウホ`キンカイ 社会福祉法人岩手県共同募金会 オオフナトシアカサキチョウリンヤカサイサイカ`イキ`エンキン 大船渡市赤崎町林野火災災害義援金 カイチョウ ナカヤマ ヒロシ 会長 長山 洋
ゆうちょ銀行	00190-0-325716		イワテケンキョウホ`レイワ`ナナネン オオフナトシアカサキチョウ 岩手県共募令和7年大船渡市赤崎町 リンヤカサイサイカ`イキ`エンキン 林野火災災害義援金

※ 岩手銀行及びゆうちょ銀行の窓口からの送金手数料は無料扱いになります(ATMを除く)。窓口にて本義援金の振込である旨をお申出ください。

※ 上記以外の金融機関からの振込の場合は、手数料が発生します。

(2) 現金書留による受入れ

募集期間内に、義援金を現金書留にて送付いただく場合、郵便料金が免除されます。送付の際は、現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。

送付先：社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手2F

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

<該当する税制優遇措置>

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) 現金による寄付の場合、本会でも受付します。
- (3) ご不明な点等ございましたら、下記問合せ先にお問い合わせください。

＜問合せ先＞

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内

TEL：019-637-8887 FAX：019-637-9712

附則

この要綱は、令和7年3月6日から施行します。

この要綱は、令和7年3月7日から施行します。(第2版)

この要綱は、令和7年4月1日から施行します。(第3版)